

○就学奨励費取扱規則

昭和35年4月12日

島根県教育委員会規則第10号

改正 平成19年3月20日教委規則第2号

就学奨励費取扱規則をここに公布する。

就学奨励費取扱規則

(趣旨)

第1条 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定により県が支弁する経費（以下「就学奨励費」という。）の取扱については、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）並びに特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）に定があるもののほか、この規則の定めるところによる。

（平19教委規則2・一部改正）

(保護者等の報告)

第2条 法第2条に定める保護者等（以下「保護者等」という。）は、法第5条に定める資料として、第1号様式により作成した報告書を、その児童又は生徒の就学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、当該年度の4月20日（年度の中途において入学（転入学を含む。以下同じ。）を許可された者に係るものにあっては、入学許可後20日を経過する日）までに校長に送付しなければならない。

(校長の資料の提出等)

第3条 校長は、前条に規定する報告書の送付を受けたときは、報告書の内容を審査し、法第5条に定める資料として第2号様式による算定資料及び第3号様式による意見書を添えて当該年度の5月1日（年度の中途において入学を許可された者に係るものにあっては、保護者等から報告書の送付があった日から10日を経過する日）までに教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項の資料及び意見書を提出した後において、その内容に重要な変更を生じた場合には、必要な書類を添えて速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(決定の通知)

第4条 教育委員会は、校長から前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに支弁段階（令第2条の規定により支弁すべき経費の額の区分をいう。）及び年間交付額を決定し、校長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた校長は、速やかに保護者等に通知しなければならない。

(校長の状況報告等)

第5条 法第3条第1項の規定により就学奨励費の交付を受けた校長は、第4号様式による状況報告書を当該年度の3月1日までに、第5号様式による実績報告書及び第6号様式による精算書を、それぞれ翌年度の4月1日及び5月1日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、交付決定の通知を受けた後において、その決定の内容に重要な変更を及ぼす理由を生じた場合には、必要な書類を添えて速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(経費の保管方法)

第6条 法第3条第1項の規定により就学奨励費の交付を受けた校長は、直ちに支払う場合のほか、即日もよりの県金庫事務取扱銀行に預け入れるものとする。

2 特別の理由により、前項の規定により難い場合においては、確実な方法により校長が保管しなければならない。

3 前2項の規定により校長が保管する現金及び預金は、他の現金及び預金と区別して保管しなければならない。

(物品の購入)

第7条 法第3条第2項ただし書の規定により現物をもって支給するため物品を購入しようとするとときは、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条から第71条の3までの規定を準用する。

(平19教委規則2・一部改正)

(帳簿)

第8条 校長は、交付を受けた就学奨励費の支給状況を明らかにするため、会計規則に定めるもののほか、第7号様式による支給台帳、第8号様式による総括表及び第9号様式による人員表を作成しなければならない。

(経費の返納)

第9条 教育委員会は、就学奨励費の支給を受けた保護者等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、すでに支給した当該年度の就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 就学奨励費を目的外に使用したとき。

(2) 虚偽の方法により就学奨励費の支給を受けたことが明らかになったとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年度の就学奨励費から適用する。

2 就学奨励費に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

3 この規則の施行前に就学奨励に関する規則の規定により交付した奨励費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(以下様式省略)